

# 国民健康保険課からのお知らせ

## ● 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知書を7月中旬に送付します

### ▶ 国民健康保険に加入している方

平成23年度の国民健康保険税の納税通知書を世帯主あてに送付します。世帯主本人がほかの被用者保険や後期高齢者医療制度に加入している方(被保険者)の場合でも、家族の中に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主あてに納税通知書を送付します。

納付は、7月から翌年3月までの9回です。納期までに、指定の金融機関、またはコンビニエンスストアで納めてください。

国民健康保険に加入している方全員(世帯主を含む)が65歳以上75歳未満の世帯は原則とし

て年金から国民健康保険税が天引きされます。ただし、申し出により口座振替に変更することができます。

### ▶ 後期高齢者医療制度に加入している方

平成23年度の保険料は、22年中の所得を基に算定します。保険料の納付方法は、年金から天引きする「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」があります。また、所得が低い方などには、保険料の軽減措置があります。詳しくは、お問い合わせください。

納入通知書が届いたら、内容を確認してください。

### 平成23年度の国民健康保険の改正点

市国民健康保険税条例の改正に伴い、医療給付費分の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が、12万円から13万円に変更になりました。

## ● 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

国民健康保険(国民健康保険高齢受給者証兼用)または後期高齢者医療制度に加入している方には新しい保険証を7月31日までに簡易書留で郵送します。

保険証の記載内容や、対象者全員の保険証が

届いているかを確認してください。間違いや、加入者に異動があった場合は、国民健康保険課へお問い合わせください。

期限切れの保険証は8月1日以降に国民健康保険課(市役所本庁舎4階)へお持ちいただく

か、郵送してください。無理な場合は内容が読み取れないよう細かく切るなどして確実に処分してください。

## ● 入院時の食事減額と限度額適用認定証

### 標準負担額減額認定証

入院したときに食事負担額が減額されます。

#### 対象

- 国民健康保険に加入している方
- ・世帯主と国民健康保険に加入している方が住民税非課税の方
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- ・世帯の全員が住民税非課税の方

#### 申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑、所得証明書(ほかの市町村から転入した場合のみ)

### 限度額適用認定証

入院時に医療機関の窓口で提示することで、支払いが自己負担限度額(詳しくは、お問い合わせください)までとなります。

※国民健康保険税に未納がある世帯は、認定できない場合があります

#### 申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証

※後期高齢者医療制度に加入している方は、世帯員全員が住民税非課税の方に限りません。認定証の有効期限は毎年8月1日から翌年7月31日です。国民健康保険の加入者で、現在、これらの認定証をお持ちの方も、再申請が必要です。後期高齢者医療制度に加入している方は、市で更新を行い、保険証とあわせて認定証を送付します

## ● 負担割合の判定

### 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方

(後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は除く)

- 1割——市民税の課税所得(課税標準額)が年額145万円未満の方
- 3割——市民税の課税所得(課税標準額)が年額145万円以上の方または同じ世帯の70歳以上75歳未満の方

### 後期高齢者医療制度に加入している方

- 1割——市民税の課税所得(課税標準額)が年額145万円未満の方
- 3割——市民税の課税所得(課税標準額)が年額145万円以上の方または同じ世帯の後期高齢者

### 次の場合は、申請により負担割合が1割になります

平成22年の世帯構成や収入が下記の場合は申請することで、負担割合が3割から1割になります

#### 国民健康保険

- ▶同一世帯内に70歳以上75歳未満で国民健康保険に加入している方が1人=383万円未満(70歳以上75歳未満の方の収入額)
- ▶同一世帯内に70歳以上75歳未満の方が2人以上=520万円未満(70歳以上75歳未満の方の収入の合計額)
- ▶同一世帯内に前期高齢受給者が1人で、収入が383万円以上あり、同じ世帯の後期高齢者医療制度加入直前に国民健康保険に加入していた方の収入を含めた合計額が520万円未満

#### 後期高齢者医療制度

- ▶同一世帯内に後期高齢者医療に加入している方が1人=383万円未満(被保険者本人の収入額)
- ▶同一世帯内に後期高齢者医療に加入している方が2人以上=520万円未満(被保険者全員の収入の合計額)
- ▶同一世帯内に後期高齢者医療に加入している方が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯の70歳以上74歳未満の方の収入を含めた合計額が520万円未満